



安全運転管理者制度について

～業務で自動車を使用中の皆さん!安全運転管理者の届出はお済みですか?～

道路交通法では、安全運転に必要な指導・業務を行うため、一定数の自家用自動車を使用する使用者に対し、使用の本拠ごとに安全運転管理者等を選任することが義務付けられています(道路交通法第74条の3)。

安全運転管理者等の選任基準

安全運転管理者の選任

- 選任を必要とする自動車の台数
 - ・ 乗車定員11人以上の自動車 ▶▶▶ 1台以上
 - ・ その他の自動車 ▶▶▶ 5台以上
- 資格要件
 - ・ 年齢：20歳以上
(副安全運転管理者を選任する場合は30歳以上)
 - ・ 管理業務の実務経験が2年以上ある 等

副安全運転管理者の選任

- 選任を必要とする自動車の台数
 - ・ 自動車20台以上
※40台を超えると20台ごとに1人追加
(例えば20～39台 ▶▶▶ 1人、40～59台 ▶▶▶ 2人)
- 資格要件
 - ・ 年齢：20歳以上
 - ・ 管理業務に関する実務経験が1年以上ある
又は3年以上の運転経験を有している

※欠格事由：過去2年以内に重大な違反(ひき逃げ、酒気帯び運転等)行為を起こした者 等

安全運転管理者等が行うべき9つの基本業務

- 1 運転者の適正等及び法令遵守状況の把握
- 2 運行計画の作成
- 3 危険運転防止のための交替運転者の配置
- 4 異常気象・災害時の安全運転の確保
- 5 点呼・日常点検による安全運転の確保
- 6 運転者に対する酒気帯びの有無の確認
- 7 酒気帯び確認内容の記録等及びアルコール検知器の有効保持
- 8 運転日誌の備付けと記録
- 9 運転者に対する安全運転指導



よくあるお問い合わせ

酒気帯び確認をする方法やタイミングは ?

確認方法：原則**対面**での確認

タイミング：業務で車を運転する「**前**」と「**後**」

【「直行直帰」など対面での確認が困難な場合は、これに準ずる方法で実施】

運転者に携帯型アルコール検知器を携行させるなどした上で、自宅を出発するときや帰宅したときに安全運転管理者等に対し、ビデオ通話や電話等で結果を報告するなどの方法があります。

※詳しくは石川県警ウェブサイト内「アルコール検知器使用義務化等に関してよくある質問(Q&A)」をご覧ください。



リースやレンタカーの車は 制度の対象となるか ?

リースやレンタカーの車でも、一時的、臨時的な使用に当たる場合を除き、**安全運転管理者を選任する必要があります。**

※車が20台以上になると台数に応じて必要な人数の副安全運転管理者を選任する必要がありますので、注意して下さい。



人事異動や退職等に伴い、安全運転管理者等に変更等があった場合は、届出をお願いします。



X(旧Twitter)を運用しています。フォローをお願いします!【石川県警察交通安全情報@IP_koutuu_anzen】

【いぬわし君の交通安全Journal】

◇ 毎月1日、15日(土・日・祝の場合、翌平日)に配信します。

◇ 県警のウェブサイトにも掲載しています。www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/

